

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 2 1 回 総 会

平成 2 8 年 1 1 月 9 日

第21回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年11月9日(水)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 小 瀬 功 福 山 康 子

栗 須 幹 生

(欠席委員) 栗 原 清 志 大 橋 秀 行 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

2. その他

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は22名であります。欠席の届出は、15番栗原委員、18番大橋委員、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第21回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、19番山口委員、20番辻本委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第21回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で田3,096㎡、計3,096㎡でございます。5条所有権の移転は1件で、畑650㎡、計650㎡でございます。5条使用貸借権の設定は1件で、田446.08㎡、計446.08㎡でございます。合計は、3件で田3,542.08㎡、畑650㎡、総合計は4,192.08㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字会下前■■■■番、台帳田、現況田、面積1,097㎡ほか計5筆3,096㎡でございます。譲渡人は有馬町■■■■さん。理由は、高齢により農業が困難となったためということでございます。譲受人は有馬町■■■■さん。所有面積、耕作面積ともに41aです。農作業歴は35年です。通作距離又は時間は自宅より車で2分です。世帯員等従事者は1人です。理由は農業経営規模拡大をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。この案件につきましては、10番岡田委員が譲り受け人となって

おり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、議事に参与することができなくなっておりますので、岡田委員の退席をお願いいたします。

(岡田委員退席)

議長 それでは、所有権移転の一番について、有馬町お願いいたします。

9番(大江委員) 9番、大江です。

第1号議の1について説明させていただきます。

場所は、JR有井駅からJAほほえみかんの方へ行く道路の近辺です。■■■■■の近くに1か所、熊野消防署の近くで2か所、オレンジ道路の有井トンネルの登り口で1か所、ほほえみかんの山側に少し行った所の計5か所になります。

譲渡人は、有馬町の■■■■■さんですが、高齢で農業ができないため譲りたいということです。

譲受人の■■■■■さんですが、現在37アールほどの田と4アールほどの畑で米と野菜等を栽培しております。今回、これらの田を譲り受けて農業規模の拡大を図りたいということです。■■■■■さんは、トラクター、田植機、コンバイン等の農業機械は所有しております。農作業歴35年と長く農業をやっております。また、地域の農業関連の業務に色々と携わっております。

地元委員としては、特に問題ないと思いますのでご審議をよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

(岡田委員入室着席)

議長 次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、神川町神上字谷戸端■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積449㎡ほか計2筆650㎡でございます。譲渡人は大阪府河内長野市■■■■さん。譲受人は、兵庫県伊丹市■■■■。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、太陽光パネル敷地面積が650㎡、太陽光パネル設置面積319.48㎡、太陽光パネル設置割合は49.15%、発電量41.3kw、変電設備等7台ということでございます。

添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、事業計画書、誓約書、経済産業省による太陽光発電設備認定通知書写し、電力受給契約申込書の写し、■■■■さんの同意書、建物平面図、建築確約書、理由書、始末書、国有財産時効取得確認申請の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、有馬町字上ノ小向■■■■番、台帳田、現況休耕、面積1,061㎡のうち446.08㎡でございます。貸渡人は千葉県千葉市■■■■さん。借受人は和歌山県新宮市■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、熊野市発注の水道工事にかかる資材置場用地で、一時転用ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図（案内図）、土地利用計画図、誓約書、土地使用貸借契約書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の所有権の移転の1番、使用貸借権の設定の1番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、神川町お願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

ただいまの事務局の説明どおりでございますが、1日に現地調査をしていただいております。

場所としましては、神川に入りますと[ ]がありまして、前を市道柳谷線が走っております。柳谷線を約200m行くと4差路になっておりまして、それを左に曲がって突き当たったところが現地でございます。

譲渡人の[ ]さんという方は、旦那さんも亡くなって、あちこちで土地を持っているんですけども、荒れ放題で地域としても非常に困っておるような次第でございます。

現地なんですけど、これも隣のおばちゃんが長い間小作をしておったんですけど、80歳を過ぎまして小作もできないということで現在は荒れた土地になっております。地元としては、こうして荒れるのであれば、太陽光発電でも据えてもらった方がきれいな土地になると思いますので、地元委員としては、何ら問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、使用貸借権の設定の1番について有馬町お願いいたします。

9番（大江委員） 9番、大江です。

第2号議案の使用貸借権の設定の1番について説明させていただきます。

場所は、産田神社の横の産田川を少し上流に行った所にあります。現況は、休耕地なんですけども草刈等きちんと行われているところです。

貸渡人の[ ]さんは、現在千葉県の方に住んでおります。

借受人は新宮市の[ ]さんで、現地の一部を借り受けて、熊野市発注の水道工事にかかる資材置き場として使用したいということです。一時転用ということで使用期間は、2カ月程度というふうに聞いております。

地元委員としては、特に問題ないと思いますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

2件とも1日に見せていただきましたが、農地転用の許可につきましては、地元委員のいうとおりで何も言うことはございません。

使用貸借権の設定につきましては、現場も見させていただきましたけども、何ら問題ないと思います。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び使用貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

議 長 これをもちまして本日の総会に附議された議案はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

（な し）

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

最初に、17日から18日の先進地視察研修の資料をお手元に配らせていただきましたので、一度目を通していただきまして、当日忘れないようにご持参くださいますようお願いいたします。

当日は、午前9時に市役所前を市のマイクロバスにて出発します。また、18日の帰りは、午後5時に市役所前に到着する予定となっておりますので、車は、市役所前か、馬留の市営駐車場をご利用くださいますようお願いいたします。できれば、馬留駐車場の方へ停めていただくとありがたいです。

また、駐車券は一括処理しますので、バスに乗る前に事務局職員にお渡しください。

現在、25名中、18名の方の参加となっております。どうしても参加できないという方がおられましたら、早い目に事務局までご連絡をいただきますようお願いいたします。

次に、次回の現地調査ですが、11月25日、金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくようお願いいたし

ます。

また、次回の第22回総会は、12月2日、金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、熊野農林事務所から、獣害に関するアンケート調査への協力依頼がありましたので、この後、総会を閉じた後にしばらく時間をいただきまして、担当者から記入方法等の説明をしていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第21回総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午前9時50分)